

旅費規程

(目的)

- 1 本規程は、本会の理事等の公務に伴う移動や、年次大会等における招待講演者等を招聘する際の移動について、必要とする旅費について定める。

(旅費の計算)

- 2 旅費は、原則として主たる居住地を起点とし最短順路により計算する。
ただし、業務の都合、または、天災・地震・交通事故、その他やむを得ない理由により順路によりがたいときは、この限りではない。
- 2 航空機を利用する場合は、特別の事情がない限り、エコノミークラスとする。

(旅費の基準)

- 3 旅費は、科学研究費等の支給基準に準拠した額を支給する。
- 2 旅費は、鉄道賃・船賃・航空賃等の交通費・宿泊料をいう。
- 3 委員会・会議・講演等の開始時間や終了時間の事情により、または、天災・地震・事故、その他のやむを得ない事情により宿泊しなければならない場合には、理事長と事務局長の判断により、宿泊料を支払うことができる。

(協議処理)

- 4 特別な場合で、本規程により処理できないときは、その都度、理事長と事務局長が協議して決定する。

(改正)

- 5 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2019年5月26日より施行する。